

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

奈良厚生年金 事案 1429 (事案 1396 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社を平成 6 年 7 月末に退職したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 7 月 30 日と記録されており、被保険者期間が 24 か月しかない。

当初の判断後に見付かった給与明細書によると、25 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、速やかに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、申立期間当時の社会保険に係る資料は保管しておらず、当時の状況は不明である旨を回答しており、同僚からも申立人の退職日や申立期間の勤務実態に関する具体的な供述を得ることができないこと、ii) 申立人の同社における雇用保険の離職日が平成 6 年 7 月 30 日と記録されている上、同年 7 月 31 日は同社の休業日に当たる日曜日であること、iii) 同僚の証言等から同社では、最終出勤日を退職日として取り扱っていたことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、24 年 1 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に係る通知書及び平成 4 年 8 月から 6 年 8 月までの給与明細書を提出し、25 か月分の厚生年金保険料が控除されているとして再申立てを行っており、同年 8 月の給与明細書から同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、i) 事業主及び複数の同僚の証言から、申立期間当時、A社では日曜日、祝日及び会社カレンダーによる土曜日が休業日であったと考えられること、ii) 申立人から提出された通知書及び平成 6 年 8 月の給与明

細書に給与締切日が 15 日、出勤日数が 11 日と記載されていること、iii) 雇用保険の離職日が同年 7 月 30 日と記録されていることを踏まえると、申立人の同社における最終出勤日は同年 7 月 30 日の土曜日であり、同日付で退職したと推認できる。

また、事業主は、「最終出勤日を退職日、その翌日を喪失日としている。本件については、誤って平成 6 年 7 月の厚生年金保険料を控除した。」と述べている。

さらに、申立期間の前後 5 年間に A 社を退職した者に係る厚生年金保険の資格喪失日を確認したところ、退職月の月末が日曜日の場合は、前日の土曜日が退職日となっていることから、A 社では、退職月の月末が休業日である場合には、最終出勤日を退職日とし、当該月を厚生年金保険被保険者期間としない取扱いであったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険法第 14 条において「資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日」と規定されており、同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている上、同法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。

これらのことから判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である平成 6 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるものの、前述のとおり、申立期間において当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、当該月を厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 28 日から 41 年 5 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとのことであるが、受給した記憶が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されたページを含む前後 6 ページに記載された被保険者（101人）について脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性は 9 人（申立人を含む）おり、このうち退職日から 1 か月以内に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した 3 人を除く 6 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 5 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、同社においては事業主による代理請求がなされていた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 9 月 2 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在することについては、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。